令和3年度 野田市公共下水道運営審議会次第

日 時 令和4年2月15日(火) 午後2時から 場 所 野田市役所高層棟8階 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 市長挨拶
- 4 議 題

議 事 副会長の互選について

5 報 告

報告第1号 野田市公共下水道事業の概要及び整備状況について

報告第2号 野田市公共下水道事業財政状況について

報告第3号 社会整備総合交付金事業の事後評価について

- 6 その他
- 7 閉 会



副会長の互選について

野田市公共下水道運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき、 副会長を互選するものである。

令和4年2月15日提出

野田市公共下水道運営審議会 会 長 斎 藤 博

報告第1号

野田市公共下水道事業の概要及び整備状況について

1 公共下水道 (汚水) 整備計画の概要

野田市の公共下水道計画 (汚水) は、平成 15 年 6 月に関宿町との合併により、全体計画面積 4,184.3ha、汚水計画人口 132,100 人、野田地域では、福田地区及び川間地区の一部の区域を除いた、主に国道16 号と江戸川で挟まれた区域を計画の範囲としています。関宿地域では、現在の市街化区域と市街化調整区域に点在する住宅密集地区が全体計画区域となっています。

また、下水道の整備を行うための事業認可面積は、現在 2,159.9ha を取得し汚水整備を進めており、令和 3 年 4 月 1 日現在で供用開始を した面積は 1,829.57ha、下水道普及率は 80.78% (※) となっていま す。

次に公共下水道計画(雨水)は、現在、親野井・東宝珠花地区の阿部沼第1排水区及び桜木・桜台地区の南部2排水区の浸水地域の解消を図るため雨水調整池及雨水幹線の整備を行っています。阿部沼第1排水区は3箇所の調整地の整備を計画しており令和4年度に親野井地区に整備している第3号調整池が完成する予定です。また、南部2排水区は南部1号幹線の増補管を整備しています。

次に下水道施設の管理状況については、平成30年度に策定した下水道ストックマネジメント計画(長寿命化計画)に基づく管路の点検・調査、平井汚水中継ポンプ場の電気設備更新工事、マンホールポンプ場のポンプ交換工事を行い、令和元年度に策定した総合地震対策計画に基づく管路施設及び平井汚水中継ポンプ場の耐震診断を実施しています。

※:下水道普及率の80.78%は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政区域内人口を基にすると69.29%になります。

2 野田市公共下水道整備について

(1) 令和2年度整備実績、令和3年度整備状況及び4年度整備予定について

概 要:下水道管渠(汚水)の整備を図り、都市の健全な発展及び生活環境の 改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水 質保全を図ります。

	2年度(実績)	3年度(予定)	4年度(予定)	
	○整備面積	○整備面積	○整備面積	
整備	14.61ha	13.96ha	12.0ha	
内容	○整備延長	○整備延長	○整備延長	
	5.4 k m	$3.3\mathrm{k}$ m	3.0 k m	
	下水道普及率80.78%	下水道普及率81.84%	下水道普及率82.4%	
	[69.29%(+1.41%)]	【70.3%(+1.01%)】	[70.9%(+0.6%)]	

[※]下水道普及率は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、行政 区域内人口を基にすると【 】の数値になります。

(2) 令和3年度整備箇所及び4年度整備予定箇所について

①公共下水道 (汚水) の整備箇所 (※図面 P5)

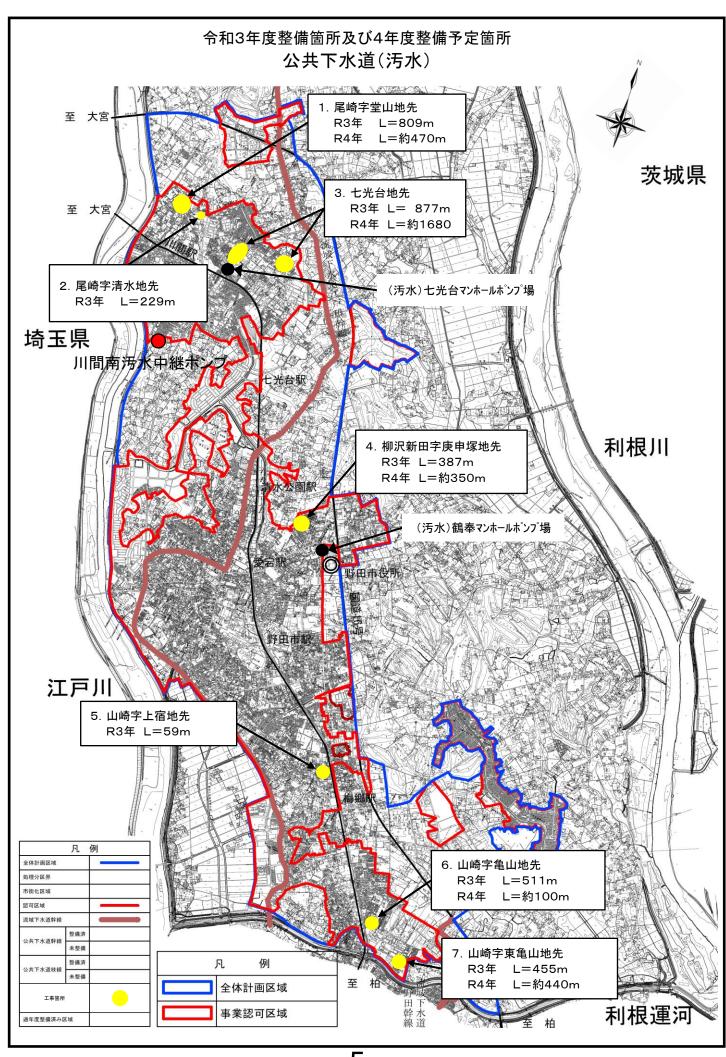
	女工 マウ体 託	工事延長			
施工予定箇所		令和3年度	令和4年度(予定)		
1	尾崎字堂山地先	$L = 809 \mathrm{m}$	L= 約470m		
2	尾崎字清水地先	$L = 229 \mathrm{m}$	_		
3	七光台地先	$L = 877 \mathrm{m}$	L=約1,680m		
4	柳沢新田字庚申塚地先	$L = 387 \mathrm{m}$	L= 約350m		
5	山崎字上宿地先	$L = 59 \mathrm{m}$	_		
6	山崎字亀山地先	L = 511m	L= 約440m		
7	山崎字東亀山地先	L = 455 m	L= 約100m		

②公共下水道(雨水)の整備箇所(※図面 P6~7)

令和3年度	令和4年度(予定)		
阿部沼第3号調整池の整備	阿部沼第3号調整池の整備		
箇所:親野井地先	箇所:親野井地先		
A=5,600 m ² , V=3,900 m ³	A=5,600 m ² , V=3,900 m ³		
南部1号幹線増補管の整備	南部 1 号幹線増補管の整備		
箇所: 桜木・桜台地先	箇所:桜木・桜台地先		
$\Box 2100 \times 2100$, L=71m	□2100×2100、交差点部の設計		

③ポンプ場施設及びマンホールポンプ施設の工事箇所(※図面 $P5 \sim 6$)

令和3年度	令和4年度(予定)		
平井汚水中継ポンプ場電気設備改築	川間南汚水中継ポンプ場電気設備改		
工事	築工事		
マンホールポンプ交換工事2箇所 (七光台No.1、鶴奉No.2)	マンホールポンプ交換工事 3 箇所 (桐ヶ作No.1、上羽貫第 2、上原第 1)		



関 宿 地 域



野田地区 南部1号幹線



報告第2号

野田市公共下水道事業財政状況について

1 財源の仕組み

令和2年度より下水道事業会計は公営企業会計へ移行したことにより、下水道事業会計は収益的収支と資本的収支の予算となり、維持管理費については収益的収支で、建設費については資本的収支で執行・運営されます。

収益的収支においては、下水道使用料、一般会計負担金・一般会計補助金 等により賄われており、資本的収支においては、企業債、一般会計出資金・ 一般会計補助金、国庫補助金及び受益者負担金により賄われております。

(1) 収益的収支(維持管理費) 財源

ア 下水道使用料

汚水処理に係る経費(維持管理費及び資本費)については、条例で定めるところにより、公共下水道の使用者から使用料を徴収しています。

イ 一般会計負担金・一般会計補助金

雨水処理に要する経費や分流式下水道等に要する経費等公費で負担すべき部分及び使用料収入で不足する部分について、一般会計からの負担金及び補助金が充てられています。

(2) 資本的収支(建設費) 財源

アー企業債

下水道はその事業効果が相当長期にわたる公共施設であるため、下水道の建設に当たっては、世代間の負担の公平化等の観点から、企業債の充当が行われています。

イ 一般会計出資金・一般会計補助金

流域下水道の建設に要する経費や地方公営企業職員に係る児童手当に 要する経費等公費で負担すべき部分について一般会計からの出資金及び 補助金が充てられています。

ウ 国庫補助金

下水道の公共的役割に鑑み、公共事業として、国家的見地から、その整備の推進を図るため、雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しているものです。

工 受益者負担金

都市計画法第 75 条の規定に基づき徴収するもので、都市計画事業として行われる下水道事業について、地方公共団体が条例を定めて徴収しているものです。

2 各年度の実績

	特別会計				企業会計
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
有収水量(m³)	8,415,624	8,680,633	8,791,611	8,937,633	9,419,543
使用料収入 (千円)	1,257,414	1,305,984	1,321,364	1,122,171 ※ 3	1,313,586 ※ 4
汚水処理に係る経費 (千円)	2,096,850	2,103,257	2,096,624	1,900,997	1,781,511 ※ 5
うち維持管理費 (千円)	850,035	866,417	884,273	831,157	892,689
うち資本費(千円)	1,246,815	1,236,840	1,212,351	1,069,840	888,822 ※ 6
資本費算入率※1	32.67 %	35.54%	36.05 %	27.20%	47.35%
一般会計繰入金 (千円)	1,381,099	1,235,000	1,176,600	1,163,698	1,157,110
使用料単価(円) ※2	149.41	150.45	150.30	125.56	139.45

- ※1:資本費算入率(%) = (使用料-維持管理費) ÷資本費
- ※2:使用料単価(円/m³)=使用料収入÷有収水量(汚水量)
- %3: 令和元年度は令和2年3月31日時点の打切決算による額のため、使用料収入には 出納整理期間 (4~5月) における収入額が含まれていません。
- ※4:令和2年度より公営企業会計へ移行したことにより、「使用料収入」は検針からの 汚水排除量により算出された調定額(税抜き)となっております。
- %5: 令和2年度より公営企業会計へ移行したことにより、「汚水処理に係る経費」は税抜きの額となっております。
- ※6:令和2年度より公営企業会計へ移行したことにより、「うち資本費」は減価償却費 と企業債利息が基となっております(令和元年度までは企業債の元利償還金でした)。

●有収水量 (汚水量) の内訳

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
大口使用者(m³)	940,833	964,250	1,009,004	1,009,747	1,051,681
一般使用者 (m³)	7,474,791	7,716,383	7,782,607	7,927,886	8,367,862

●使用料収入の内訳

	亚世 00 左座	亚 🕆 00 左 広	亚 🕇 20 左 広	令和元年度	令和2年度
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		% 8
大口使用者 (千円)	286,677	300,865	313,524	267,159	300,541
一般使用者(千円)	944,217	971,193	975,812	821,169	1,013,045
過年度分(千円)	26,520	33,926	32,028	33,843	-
合計 (千円)	1,257,414	1,305,984	1,321,364	1,122,171	1,313,586
(参考) 過年度未収金					050 799
収納額 ※7	_	_	_	_	258,733

※7:この表においては、令和元年度以前は特別会計のため過年度の未収分は滞納繰越分として当該年度の調定額として計上し、その収納分を「過年度分」として計上しましたが、令和2年度は企業会計に移行したことにより、過年度の未収分は滞納繰越分の調定額ではなく過年度未収金として計上され、そのうち令和2年度中に収納された額を「過年度未収金収納額」として計上しました。

※8: 令和2年度より公営企業会計へ移行したことにより、「使用料収入」は現年度の検針からの汚水排除量により算出された調定額(税抜き)となっております。

(1) 有収水量及び使用料収入

有収水量(汚水量)については中里工業団地の接続等により増加傾向にあります。大口使用者(1日の汚水量が15㎡以上の事業)が対前年度比において4.15%程の増(41,934㎡増)となっています。また、一般使用者(各家庭)においても、下水道管渠の枝線整備による新規接続件数が発生したため、一般使用者(各家庭)での汚水量が対前年度比において5.55%増(439,976㎡増)となっています。

今後の使用料収入では、令和3年度の調定汚水量見込みが約960万㎡、調定額見込みが約13億5,300万円(税抜き)であり、使用料単価の見込額は140.94円程度と予測しています。

(2) 維持管理費及び資本費

汚水処理に係る経費では下水道施設の拡充や既設管等の老朽化に伴う管 渠調査や補修等で年々増加傾向となる状況でありますが、極力出費を抑える 努力をしています。

今後の維持管理費については、引き続き既設管やポンプ施設等の老朽化に伴う管渠及び施設の調査やその結果に基づく修繕または更新の費用で増加傾向となりますが、ストックマネジメント計画に基づく国庫補助金や企業債等の特定財源を活用し、市の負担を抑えた計画的な更新等、今後の維持管理の最適化を図りながら進めます。

資本費では、現在の下水道普及率が80.78%(令和3年4月)(※9)とな

っておりますが、まだ、市街化区域全域の整備も終了していない等、さらに整備を進める必要があることから、今後も国庫補助金や企業債等の財源を確保しながら事業を推進していく予定です。

このことから、企業債の償還は今後も継続されますが、事業に充てる企業債については借入額を毎年度の元金償還額以内に抑え、企業債残高を増大させないようにし、後年度の償還額の負担増大を抑えます。

※9:下水道普及率の 80.78%は下水道全体計画区域の計画人口を基にしたものであり、 行政区域内人口を基にすると 69.29%になります。

(3) 資本費算入率

資本費算入率(※10)は、令和2年度については公営企業会計へ移行したことから、資本費が従前の企業債の元利償還金から減価償却費及び企業債利息を基にしたことにより、888,822千円と前年度より181,018千円減少していることから、資本費算入率は47.35%となりました。

今後も維持管理費を抑え、新規接続の使用料収入実績に加え、国庫補助金 や企業債等の特定財源を活用し、市の負担を抑えた計画的な下水道管渠の新 設や下水道施設の更新を行うことで資本費算入率を上昇傾向になるよう努 めてまいります。

※10 資本費算入率について 公共下水道の建設や維持管理にかかる費用に関しては、汚水の処理は特定の使用者が利益を受けるので下水道使用者が下水道使用料で負担するのが原則です。汚水処理に係る経費には、維持管理費と資本費(下水道施設の資産に対する減価償却費及び下水道建設のために借り入れた企業債の利子償還金)があり、本来は使用料収入により負担すべきものです。

下水道使用料は、千葉県からの通知(昭和61年度)では、国土交通省の指針をもとに、「資本費の50%を使用料で徴収すべきである。」とされています。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、雨水に係わる経費と各年度の汚水処理に対して使用料収入で賄えない部分についての繰入金としました。

今後も一層、一般会計への負担軽減が図られるよう努めてまいります。なお、上記の一般会計繰入金額は雨水に係わる経費等も含まれて計上されており、決算書等の一般会計負担金・一般会計補助金・一般会計出資金の合計額と同額です。

3 今後の下水道事業会計について

令和3年3月に「野田市下水道事業経営戦略」(計画期間令和3年度~令和12年度)が策定されましたが、本経営戦略については毎年事業に対する進捗管理を行ってまいります。

このことにより、適正な財政状況を維持しながら、従来どおり下水道管渠の整備を引き続き行い、都市の健全な発展及び生活環境の改善、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図るという目的をもって下水道事業を進めてまいります。